

かずさ水道広域連合企業団

水質(管末)検査業務における人員不足問題の解決に向けた取組について、令和6年10月9日に神戸市で開催されました日本水道協会全国会議において「水道イノベーション賞【特別賞】を受賞しましたのでご報告します。

水道イノベーション賞とは、水道事業が抱える様々な課題への解決に向けた取組事例に対して、その功績をたたえと共に、日本の水道界が新たな取組に着手する気運を高めることを目的として日本水道協会が設置した賞です。

1 検討経緯 (課題)

水道事業者が行う水質(管末)検査業務は、水道法第20条及び同法施行規則第15条に基づき、1日1回以上の検査が必要と定められおり、当企業団では浄水場等の施設の運転管理及び保守業務を行う「浄水場等運転管理業務委託」に含め、受託者が実施しています。

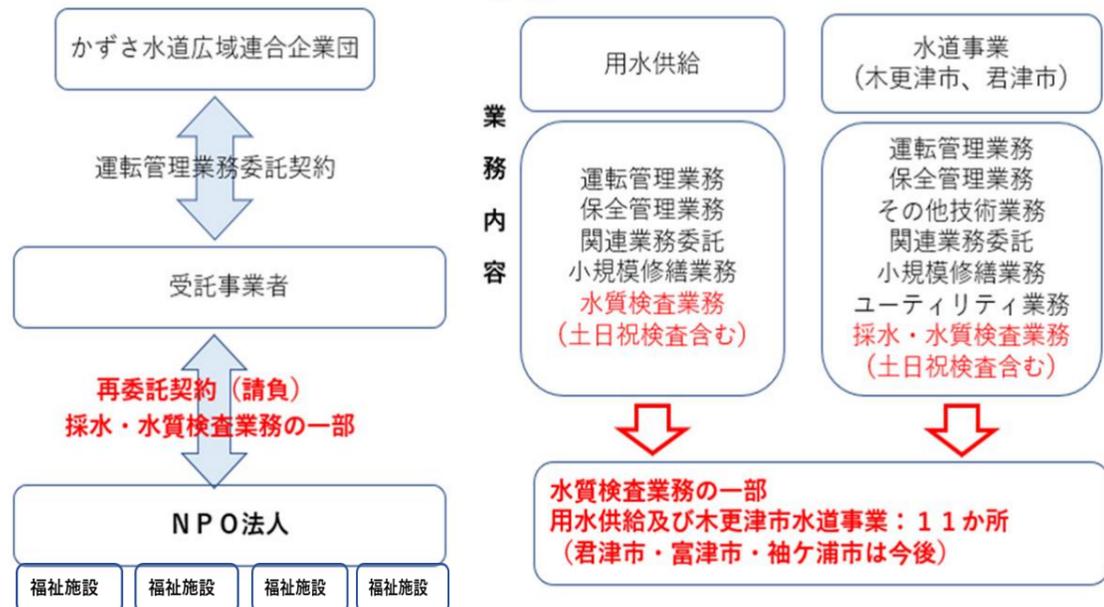
しかし、社会的な人材不足から受託者においては、本来、高度な技術力を要する施設の運転管理と保守業務に従事すべき人員を単純作業である水質検査に従事させなければならない状況で、技術の継承と安定的な業務の継続が課題となっていました。

このことから、課題の解決には更なる業務の効率化と生産性の向上が必要であると考え、令和5年5月から受託者と共同で検討を始めました。

2 新たな取組の概要 (課題の解決策)

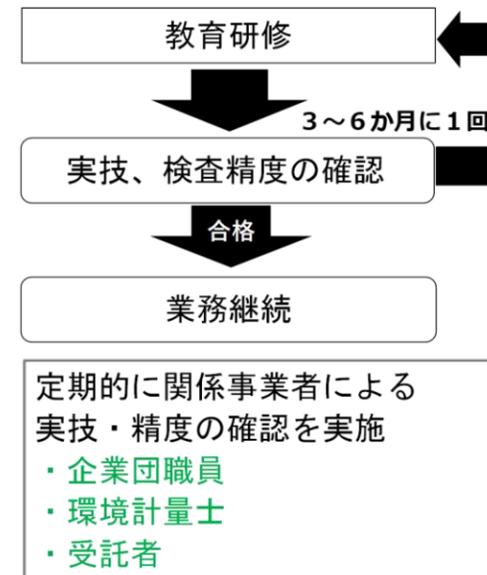
検討の結果、委託者が他の事業で実施している障がい者雇用業務をヒントに、水質検査業務をNPO法人へ再委託することで、障害福祉施設の職員と障がい者の方々に、検査員と補助員の2人一組として水質検査を行う新たな取組を考案し、令和6年4月より実施しています。

運転管理業務委託「水質検査業務」障がい者雇用再委託による業務スキーム



3 水質(管末)検査の精度管理

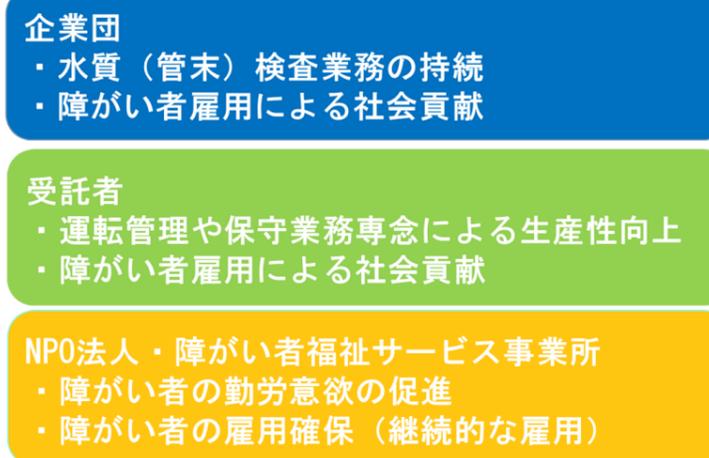
水質検査の正確さを管理・担保するために



水質検査の実技確認

4 本取組による効果

水質(管末)検査業務を再委託することにより、業務効率が改善



5 今後の展望

現在、水道用水供給事業3箇所、水道事業(木更津市域)8箇所の計11カ所で水質検査を実施していますが、今後は他地域(君津、富津、袖ヶ浦の3市域)での導入を検討すると共に、他の業務においても、雇用創生の可能性を検討し、更なる効率化・生産性の向上を目指していきます。